第一種フロン類充塡回収業者
登録（登録更新）申請の手引き

１．記入に際して

(1)　申請書等にもれなく記入のうえ、提出書類一覧表によりチェックした後、提出して下さい。

(2)　更新時も提出書類一覧表のすべての書類が必要になります。

(3)　提出部数は**1部**です。（申請者において提出書類の控えを保管してください）

２．申請に伴う登録・更新申請手数料

(1)　第一種フロン類充塡回収業者登録申請手数料　**５，０００円**（更新時も同額）

(2)　手数料は、**福岡県領収証紙**を領収証紙売り捌き所（県庁、福岡銀行の県内本支店等）で購入してください。

３．申請書等の提出方法

領収証紙の確認が必要なため、**原則持参**していただくようお願いします。

※　やむを得ず郵送する場合は、領収証紙の紛失防止のためにも領収証紙を袋に入れ、封筒の表には「フロン登録(更新)申請」と朱書きの上、簡易書留により送付してください。

なお、郵便事情等により、申請書類が届かなかった場合、県は一切の責任を負えませんので、ご了解願います。

４．提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園７番７号

福岡県環境部環境保全課大気係　フロン担当者（TEL 092-643-3360）

平成２７年３月

福岡県環境部環境保全課

提 出 書 類 一 覧 表

［第一種フロン類充塡回収業者］　　　　　　　　　　　（申請者　　　　　　　　　　）

提 出 書 類	ﾁｪｯｸ欄
1　申請書 ・フロン類の充塡・回収を行う事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。	
2　本人を確認できる書類 ・個人の場合は、県において住民基本台帳ネットワークシステムで確認するため、住民票は不要です。住民票の登録通りの記載をお願いします。 ・法人の場合は、発効日より３カ月以内の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	
3　フロン類回収設備の所有権を有すること（所有権を有しない場合は、使用する権限を有すること）を証する書類 ・自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、購入証明書等のうち、いずれかの写し ・自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し	
4　フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 ・申請書に記載された以下の事項について、それを示す書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しが必要です。 ・フロン類の回収設備の種類 CFC 用、HCFC 用、HFC 用、CFC・HCFC 兼用、CFC・HFC 兼用、HCFC・HFC 兼用、CFC・HCFC・HFC 兼用 ・回収設備の能力 200g/min 未満、200g/min 以上	
5　申請者（法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第二十九条第一項の各号に該当しないことを説明する書類（誓約書）	
6　フロン類の充塡に携わる者が所有する資格を示す書類 法に定める登録申請の添付書類ではありませんが、フロン類の充塡の基準として「フロン類の充塡作業に当たっては、十分な知見を有するものが充塡を実施若しくは立ち会うこと」が定められていますので、十分な知見を有するものの資格を示す書類の添付をお願いします。 十分な知見を有する者に当たる者の水準の例としては、以下の(1)～(3)が考えられます。 (1) 業務用冷凍空調機器の充塡に関する資格 ア　冷媒フロン類取扱技術者 (2) 下記ア～ケの資格に加え、充塡に必要となる知識等の習得に伴う講習の受講を証する書類 ア　冷凍空調技士（日本冷凍空調学会） イ　高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械） ウ　上記保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に５年以上従事した者 エ　冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会） オ　高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保管管理者 カ　自動車電機装置整備士（ただし、平成２０年３月以降の国土交通省検定試験登録試験により当該資格を取得したもの、又は平成２０年３月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講したものに限る） (3) 十分な実務経験を有していることを証する書類に加え、充塡に必要となる知識等の習得に伴う講習の受講を証する書類	

７　フロン類の回収に携わる者が所有する資格を示す書類 （６の充塡に携わる者が所有する資格を示す書類と重複する場合は不要です。） 法に定める登録申請の添付書類ではありませんが、フロン類の回収の基準として「フロン類の回収作業に当たっては、十分な知見を有するものが回収を実施若しくは立ち会うこと」が定められていますので、十分な知見を有するものの資格を示す書類（資格の写し等）の添付をお願いします。 ・主な業務用冷凍空調機器の回収に関する資格 ア　冷媒回収促進・技術センター（RRC）が認定した冷媒回収技術者 イ　高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械） ウ　冷凍空気調和機器施行技能士 エ　高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保管管理者 オ　フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者 カ　冷凍空調技士（日本冷凍空調学会） キ　技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械）） ク　自動車電機装置整備士（ただし、平成２０年３月以降の国土交通省検定試験登録試験により当該資格を取得したもの、又は平成２０年３月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講したものに限る） ケ　その他（機器メーカーが認定する冷媒回収及び機器整備に関する資格取得者、講習等の合格者等）	
７　事業所付近の見取り図（地図）	
８　手数料 福岡県領収証紙（５，０００円）を納付してください。収入印紙ではありませんので、ご注意ください。（新規登録時、更新時ともに５，０００円となります。） 福岡県領収証紙は、県庁地下売店のほか、福岡銀行本支店等で販売しています。	

※用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

※申請の際は、チェックした提出書類一覧表も添付してください。

○　登録の基準等について

次の欠格条項のいずれかに該当する場合又は第一種フロン類充塡回収業者にかかる登録の基準に適合していない場合は、登録することができません。

登録の基準等		チェック欄
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項に定める欠格事項 ※登録を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当する場合は登録できません		
	一　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
	二　この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定（引取業者（使用済自動車再資源化法第二条第十一項に規定する引取業者をいう。第七十一条第二項及び第八十七条第二号において同じ）、第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等（使用済自動車再資源化法第二条第十六項に規定する自動車製造業者等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。第五十一条第二号ロ及び第六十四条第二号ロにおいて同じ。）又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者	
	三　第三十五条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者	
	四　第一種フロン類充塡回収業者で法人であるものが第三十五条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０日以内にその第一種フロン類充塡回収業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの	
	五　第三十五条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者	
	六　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当するものがあるもの	
第一種フロン類充塡回収業者の登録の基準（施行規則第九条）		
	一　フロン類の引取りに当たっては、申請にかかる事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること	
	二　申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロンの種類に対応するものであること	
	三　申請にかかる第一種特定製品であってフロンの充填量が 50kg 以上のものがある場合には、当該第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類回収設備が、１分間に 200g 以上のフロン類を回収できるものであること。	

様式第1（第8条関係）（表面）

第一種フロン類充填回収業者 登録／登録の更新 申請書

※登録番号	40－1－
※登録年月日	

年　　月　　日

福岡県知事　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　　　　　　　　　　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第27条第2項／第30条第2項 の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の 登録／登録の更新 を申請します。

<table>
<tr><td colspan="5">事業所の名称及び所在地</td></tr>
<tr><td></td><td>名　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td>所 在 地</td><td colspan="3">（郵便番号）

電話･FAX番号</td></tr>
<tr><td colspan="5">回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="2">回収の対象とする第一種特定製品の種類等</td><td colspan="3">回収しようとするフロン類の種類</td></tr>
<tr><td></td><td>CFC</td><td>HCFC</td><td>HFC</td></tr>
<tr><td></td><td>(1) エアコンディショナー</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>(2) 冷蔵機器･冷凍機器</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>フロン類の充塡量が50kg 以上の第一種特定製品</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="2">充塡の対象とする第一種特定製品の種類</td><td colspan="3">充塡しようとするフロン類の種類</td></tr>
<tr><td></td><td>CFC</td><td>HCFC</td><td>HFC</td></tr>
<tr><td></td><td>(1) エアコンディショナー</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>(2) 冷蔵機器･冷凍機器</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
CFC 用	台	台
HCFC 用	台	台
HFC 用	台	台
CFC、HCFC 兼用	台	台
CFC、HFC 兼用	台	台
HCFC、HFC 兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC 兼用	台	台

様式第1（裏面）

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

２ 「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに〇印を記入すること。

３　複数の事業所がある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

４　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

６　下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

様式第1（第8条関係）（表面）

記 載 例

第一種フロン類充填回収業者 登録 / ~~登録の更新~~ 申請書

該当しない部分を二重線で消す

新規は未記入（更新時に記入）

※登録番号	40－1－○○○
※登録年月日	平成○年○月○日

申請する日を記入

平成 27 年 ４ 月 １ 日

福岡県知事 殿

（郵便番号） 810-1234
住 所 福岡県福岡市博多区○○１－２－３
氏 名 フロン抑制株式会社 代表取締役 排出止太郎
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 （092）123-1234

法人の場合、必ず代表者印を押印すること

印

住所・氏名は登記事項証明書（住民票）どおり記載すること

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第27条第2項 / ~~第30条第2項~~ の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の 登録 / ~~登録の更新~~ を申請します。

事業所の名称及び所在地		
	名 称	フロン抑制株式会社 福岡事業所
	所在地	（郵便番号） 810-1234 福岡県福岡市博多区□△３－３－５ 電話・FAX番号 (電話)092-123-3456 (FAX)092-123-4567

回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類

回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー	○		○
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類の充填量が 50kg 以上の第一種特定製品			○

該当する欄に○を付ける

充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類

充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー	○	○	○
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			

該当する欄に○を付ける

「回収しようとしているフロンの種類」と「設備の種類」が一致していること

50kg 以上の特定製品は、200g/min 以上の設備能力があること

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能 力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
CFC 用	1 台	台
HCFC 用	台	台
HFC 用	台	2 台
CFC、HCFC 兼用	台	台
CFC、HFC 兼用	台	台
HCFC、HFC 兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC 兼用		台

事業所ごとに、所有あるいは使用権限のある設備の台数を記入

様式第１（裏面）

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

２　「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに〇印を記入すること。

３　複数の事業所がある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

４　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

６　下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充塡を自ら行う者若しくはフロン類の充塡に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者

職氏名　福岡事業所　業務課長　布論 海舟
資　格　冷媒回収促進・技術センター（ＲＲＣ）が認定した冷媒回収技術者

フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名等記入

登録証等の写しを添付する

〇氏名、有効期限、発行者が分かる箇所

フロン類の性状及びフロン類の充塡方法について十分な知見を有する者

職氏名　福岡事業所　業務課　嶺梅　充
資　格　第二種冷媒フロン類取扱技術者

フロン類の充塡を自ら行う者又はフロン類の充塡に立ち会う者の氏名等記入

登録証等の写しを添付する

〇氏名、有効期限、発行者が分かる箇所

記載例　（県内にフロンの充塡・回収を行う事業所が複数あるの場合の２枚目以降）

様式第１(第８条関係）（表面）

登　　録
第一種フロン類充塡回収業者　　　　申請書
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

平成　27 年　４　月　１　日

福岡県知事　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第27条第2項 / 第30条第2項 の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類充塡回収業者の 登　録 / 登録の更新 を申請します。

上記は記入不要

事業所の名称及び所在地

名　称	フロン抑制株式会社　北九州事業所
所在地	（郵便番号） 810-5678 福岡県北九州市八幡西区□△２－６ 電話･FAX番号 (電話)092-643-3360 (FAX)092-643-3357

回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類

回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー	○		○
(2) 冷蔵機器･冷凍機器			
フロン類の充塡量が 50kg 以上の第一種特定製品			○

該当する欄に○を付ける

充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類

充塡の対象とする第一種特定製品の種類	充塡しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー	○	○	
(2) 冷蔵機器･冷凍機器			

該当する欄に○を付ける

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能　　力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
CFC 用	1　台	台
HCFC 用	台	台
HFC 用	台	2　台
CFC、HCFC 兼用	台	台
CFC、HFC 兼用	台	台
HCFC、HFC 兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC 兼用		台

「回収しようとしているフロンの種類」と「設備の種類」が一致していること

50kg 以上の特定製品は、200g/min 以上の設備能力があること

事業所ごとに、所有あるいは使用権限のある設備の台数を記入

2枚目以降には「事業所の名称」以降の欄について記入

様式第１（裏面）

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
２　「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに○印を記入すること。
３　複数の事業所がある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
４　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
６　下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充塡を自ら行う者若しくはフロン類の充塡に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者

職氏名　北九州事業所　業務課長　放出 田芽代
資　格　冷媒回収促進・技術センター（ＲＲＣ）が認定した冷媒回収技術者

フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名等記入

登録証等の写しを添付する

○氏名、有効期限、発行者が分かる箇所

フロン類の性状及びフロン類の充塡方法について十分な知見を有する者

職氏名　北九州事業所　業務課　尾尊　護
資　格　第二種冷媒フロン類取扱技術者

フロン類の充塡を自ら行う者又はフロン類の充塡に立ち会う者の氏名等記入

登録証等の写しを添付する

○氏名、有効期限、発行者が分かる箇所

欠格要件に該当しない者である旨の誓約書

登録申請者及びその役員は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第29条第1項各号（下記）に該当しない者であることを誓約します。

平成　　年　　月　　日

申請者　住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

福 岡 県 知 事　　殿

記

欠格要件

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第29条第1項各号
一　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 二　この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定（引取業者（使用済自動車再資源化法第2条第11項に規定する引取業者をいう。第71条第2項及び第87条第2号において同じ）、第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等（使用済自動車再資源化法第2条第16項に規定する自動車製造業者等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。第51条第2号ロ及び第64条第2号ロにおいて同じ。）又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 三　第35条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者 四　第一種フロン類充填回収業者で法人であるものが第35条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその第一種フロン類充填回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの 五　第35条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 六　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

記載例

欠格要件に該当しない者である旨の誓約書

登録申請者及びその役員は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第29条第1項各号（下記）に該当しない者であることを誓約します。

平成　　年　　月　　日

申請者　住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

第一種フロン類充塡回収業者登録申請書の申請者と同じように記入押印してください。

印

福岡県知事　　殿

記

欠格要件

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第29条第1項各号

一　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二　この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定（引取業者（使用済自動車再資源化法第2条第11項に規定する引取業者をいう。第71条第2項及び第87条第2号において同じ）、第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等（使用済自動車再資源化法第2条第16項に規定する自動車製造業者等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。第51条第2号ロ及び第64条第2号ロにおいて同じ。）又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

三　第35条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

四　第一種フロン類充塡回収業者で法人であるものが第35条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその第一種フロン類充塡回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

五　第35条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

第一種フロン類充塡回収業者の登録後の手続き等について

１　登録更新　（様式第１）

登録更新の手続きは、有効期限満了日の２ヶ月前から受付を行っています。

５年ごとに更新を受けなければ、その効力を失います。

２　変更届出　（様式第２）

次の事項を変更したときは、30 日以内に変更届を提出しなければなりません。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者氏名

（添付書類）

・法人の場合→発行日より3か月以内の登記事項証明書

（登記事項証明書の内容が、変更履歴を確認できるもの「履歴事項全部証明書」）

・個人の場合→添付書類不要

（県において住民基本台帳ネットワークシステムで確認するため、住民票は不要です。住民票の登録どおりの記載をお願いします。）

・欠格事項に該当しない旨の誓約書（法人の役員の変更があった場合）

(2) 事業所の名称及び所在地

（添付書類）

・事業所付近の見取り図

(3) 第一種特定製品の種類及び充塡・回収しようとするフロン類の種類

(4) 回収の用に供する設備の種類

（(3)、(4)の変更の場合における添付書類）

①フロン類回収設備の所有権を有すること

（所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること）を証する書類

・ 自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、購入証明書等のうち、いずれかの写し

・ 自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し

②フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

・申請書に記載された以下の事項について、それを示す書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しが必要です。

○ フロン類回収設備の種類

CFC 用、HCFC 用、HFC 用、CFC・HCFC 兼用、CFC・HFC 兼用、HCFC・HFC 兼用、CFC・HCFC・HFC 兼用

○ 回収設備の能力

200g/min 未満、200 g/min 以上

（参考）回収の用に供する設備の種類の変更については、登録申請した「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」のうち、「設備の種類」に係る変更です。

例えば、下表のケース１のように設備の種類が変更した場合（１→０台、０→１台）は届出が必要ですが、ケース２のように設備の種類として変更がない場合（１→２台）は届出が不要です。

表 フロン類回収設備の種類の変更について

ケース	変更前	変更後	届出
1	CFC 用　１台 HCFC 用　１台 CFC・HCFC 兼用　０台	CFC 用　０台 HCFC 用　０台 CFC・HCFC 兼用　１台	必要
2	CFC・HCFC・HFC 兼用　１台	CFC・HCFC・HFC 兼用　２台	不要

３　フロン類の充塡量及び回収量に関する記録　（参考様式）

第一種フロン充塡回収業者は、フロン類の充塡量及び回収量に関する記録が義務付けられています

① 記録する内容

第一種フロン類充塡回収業者の記録する内容は、次のとおりです。

フロンの種類（ＣＦＣ、ＨＣＦＣ、ＨＦＣ）ごとに、

１）　第一種特定製品の整備が行われる場合、フロン類を充塡した年月日、整備の発注者及び整備者の氏名又は名称及び住所、第一種特定製品の設置又はそれ以外の整備の別ごとに、当該充塡に係る第一種特定製品の種類及び台数並びに充塡したフロン類の量（回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充塡した量を除く。）

２）　第一種特定製品の整備又は廃棄等が行われる場合、回収を行ったときごとに、整備又は廃棄等の別、回収した年月日、整備を発注した第一種特定製品の管理者及び整備者又は廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者の氏名又は名称及び住所、第一種特定製品の種類及び台数、回収量（第一種特定製品の整備が行われる場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充塡した量を除く。）

３）　法律第５０条第１項のただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合において、フロン類を再生をした年月日及び再生をしたフロン類の種類ごとの量並びに当該再生をしたフロン類を充塡した年月日及び整備の発注者の氏名又は名称及び住所並びに当該再生をしたフロン類を充塡した量。

４）　第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日、第一種フロン類再生業者の氏名又は名称、引き渡し量。

５）　フロン類破壊業者に引き渡した年月日、破壊業者の氏名又は名称、引き渡し量。

６）　フロン類を施行規則第４９条第１号に規定する場合において引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡し量。

７）　施行規則第４９条第２号に規定する（第一種フロン類再生業の許可を申請しようとする者に引き渡し返却される）場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の量。

（注）　なお、記録する内容のうち「フロン類の種類」については、ＣＦＣ、ＨＣＦＣ、ＨＦＣの区分のみならず、冷媒番号（Ｒ１２、Ｒ１３４ａ等）を付記しても構いません（例：ＣＦＣ（Ｒ１２））。

　また、「第一種特定製品の種類」についても同様に、日本商品分類名等の細かい分類（例えば、除湿器、ショーケース等）を付記しても構いません（例：エアコンディショナー（除湿器）、５０kg以上製品（ショーケース））。ただし、報告に際しては、登録申請の区分に従い報告しなければなりません。

② 記録は帳簿を備え、**5年間保存**しなければなりません。

③ 帳簿のかわりに**電子媒体**により作成し、保存することができます。

４　フロン類の充塡量及び回収量等に関する報告　（様式第３）

第一種フロン充塡回収業者は、**様式第３**により作成した報告書を**年度終了後 45日以内（5月15日まで）**に**県に提出**しなければなりません。（年度は毎年4月1日から翌年3月31日まで）

なお、**充塡量及び回収量等の実績が無い場合**であっても、**報告**する必要があります。

※登録を受けた都道府県ごとの報告になりますので、福岡県内の区域（充塡・回収した場所）に関する充塡量及び回収量等を報告下さい。

５　廃業等の届出　（参考様式）

次のいずれかに該当することとなった場合は、その日から30日以内に廃業等届と当該年度のフロン類の充塡量及び回収量等に関する報告　（様式第３）　を提出しなければなりません。

	該当する事項	届出者
１	第一種フロン類充塡回収業者が死亡した場合	その相続人
２	法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
３	法人が破産により解散した場合	その破産管財人
４	法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	その清算人
５	第一種フロン類充塡回収業を廃止した場合	業者であった個人又は法人を代表する役員

第一種フロン類充填回収業者記録表（参考様式）

整備時

冷媒の種類〔CFC　HCFC　HFC〕

No.	管理番号	年月日	充填① 回収② 処理③ 自ら再生 充填④	設置時① 整備時②	第一種特定製品の所在 （充填・回収場所）			充填・回収／整備の発注者 処理／処理先（破壊・再生・省令49条業者、簡易再生フロン充填先）		第一種特定製品の整備者		充填・回収　台数/量						処理量				備考
					建物名	住所		氏名・名称	住所	氏名・名称	住所	エアコン		冷凍冷蔵		合計		破壊	再生	自ら再生	省令49条	
						県名						台	量(kg)	台	量(kg)	台	量(kg)	kg	kg	kg	kg	

廃棄時

冷媒の種類〔CFC　HCFC　HFC〕

No.	管理番号	年月日	回収① 処理② 自ら再生 充填③	第一種特定製品の所在 （回収場所）			回収／廃棄者等実施者 処理／処理先（破壊・再生・省令49条業者・簡易再生フロン充填）		回収台数／量						処理量					保管	備考
				建物名	住所		氏名・名称	住所	エアコン		冷凍冷蔵		合計		破壊	再生	自ら再生	省令49条	自ら再生充填	kg	
					県名				台	量(kg)	台	量(kg)	台	量(kg)	kg	kg	kg	kg	kg		

様式第2（第11条関係）

第一種フロン類充塡回収業者変更届出書

年　　月　　日

福岡県知事　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
登録番号　40－1－

第一種フロン類充塡回収業者に係る以下の事項について変更したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第31条第1項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

廃業等届出様式（参考様式）

第一種フロン類充塡回収業者廃業等届出書

年　　月　　日

福岡県知事　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
登録番号　４０－１－

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第３３条第１項の規定により、第一種フロン類充塡回収業者の廃業等について届け出ます。

第1欄	廃業等の事由	法に定める届出者
１	第一種フロン類充塡回収業者（以下、「業者」という。）が死亡した	その相続人
２	法人である業者が合併により消滅した	その法人を代表する役員であった者
３	法人である業者が破産により解散した	その破産管財人
４	法人である業者が合併及び破産以外の理由により解散した	その清算人
５	その登録に係る第一種フロン類充塡回収業を廃止した	業者であった個人又は法人を代表する役員

備考　１　上表の第１欄には、該当する番号に○印を記入すること。
　　　２　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
　　　３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第３（第５２条関係）　　　　　　　　　　　　の部分に入力してください

第一種フロン類充塡回収業者のフロン類充塡量及び回収量等に関する報告書（平成　　年度実績）

平成　　年　　月　　日

福岡県知事　殿
（環境保全課）

（郵便番号）　〒　　　－
住　所
氏　名　　　　　　　　　　　　　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　　（　　　　　）－　　　　－
登録番号　　４０－１－

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第４７条第３項の規定に基づき、次のとおり報告します。

CFC

充塡量に関する報告

□ 充塡実績がありません。　　□ 充塡実績は次のとおりです。

	（１）エアコンディショナー		（２）冷蔵機器及び冷凍機器		（３）合　　計	
	設　置	設置以外	設　置	設置以外	設　置	設置以外
充塡台数	台	台	台	台	台	台
①充塡量	kg	kg	kg	kg	kg	kg

回収量等に関する報告

□ 回収実績がありません。　　□ 回収実績等は次のとおりです。

	（１）エアコンディショナー		（２）冷蔵機器及び冷凍機器		（３）合　　計	
	整　備	廃棄等	整　備	廃棄等	整　備	廃棄等
回収台数	台	台	台	台	台	台
②回収量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
③年度当初（平成　　年４月１日現在）に保管していた量　※１					kg	kg
④第一種フロン類再生業者に引き渡した量　※２					kg	kg
⑤フロン類破壊業者に引き渡した量　※３					kg	kg
⑥法第５０条第１項ただし書の規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量					kg	kg
⑦第４９条第１号に規定する者に引き渡した量　※４					kg	kg
⑧年度末（平成　　年３月３１日現在）に保管していた量					kg	kg

HCFC

充塡量に関する報告

□ 充塡実績がありません。　　□ 充塡実績は次のとおりです。

	（１）エアコンディショナー		（２）冷蔵機器及び冷凍機器		（３）合　　計	
	設　置	設置以外	設　置	設置以外	設　置	設置以外
充塡台数	台	台	台	台	台	台
①充塡量	kg	kg	kg	kg	kg	kg

回収量等に関する報告

□ 回収実績がありません。　　□ 回収実績等は次のとおりです。

	（１）エアコンディショナー		（２）冷蔵機器及び冷凍機器		（３）合　　計	
	整　備	廃棄等	整　備	廃棄等	整　備	廃棄等
回収台数	台	台	台	台	台	台
②回収量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
③年度当初（平成　　年４月１日現在）に保管していた量　※１					kg	kg
④第一種フロン類再生業者に引き渡した量　※２					kg	kg
⑤フロン類破壊業者に引き渡した量　※３					kg	kg
⑥法第５０条第１項ただし書の規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量					kg	kg
⑦第４９条第１号に規定する者に引き渡した量　※４					kg	kg
⑧年度末（平成　　年３月３１日現在）に保管していた量					kg	kg

HFC

充填量に関する報告

☐ 充填実績がありません。　☐ 充填実績は次のとおりです。

	（1）エアコンディショナー				（2）冷蔵機器及び冷凍機器				（3）合計			
	設置		設置以外		設置		設置以外		設置		設置以外	
充填台数		台		台		台		台		台		台
①充填量		kg		kg		kg		kg		kg		kg

回収量等に関する報告

☐ 回収実績がありません。　☐ 回収実績等は次のとおりです。

	（1）エアコンディショナー				（2）冷蔵機器及び冷凍機器				（3）合計			
	整備		廃棄等		整備		廃棄等		整備		廃棄等	
回収台数		台		台		台		台		台		台
②回収量		kg		kg		kg		kg		kg		kg
③年度当初（平成28年4月1日現在）に保管していた量　※1										kg		kg
④第一種フロン類再生業者に引き渡した量　※2										kg		kg
⑤フロン類破壊業者に引き渡した量　※3										kg		kg
⑥法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量										kg		kg
⑦第49条第1号に規定する者に引き渡した量　※4										kg		kg
⑧年度末（平成29年3月31日現在）に保管していた量										kg		kg

※1　昨年度報告での年度末保管量と一致させてください。
※2　再生業者に引き渡した量であり、再生証明書に記載されている量ではありません。
※3　破壊業者に引き渡した量であり、破壊証明書に記載されている量ではありません。
※4　第49条第1項に規定する者は以下のとおりです。

- 福岡西回収冷媒管理センター（板倉冷機工業株式会社）
- 福岡東回収冷媒管理センター（技研サービス株式会社　九州営業所）
- 筑豊回収冷媒管理センター（株式会社永和ビルテック）
- 北九州回収冷媒管理センター（株式会社花田商会）
- 筑後回収冷媒管理センター（株式会社吉川製作所）

備考

1　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自書すること。
3　処理対象量（②+③）と処理量（④+⑤+⑥+⑦+⑧）が同じになること。同一にならない場合は以下に理由を記載すること。
（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
4　第49条第2号（再生業の申請をしようとする者に引き渡し返却を受ける場合）に該当する場合は、引渡し・返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。

担当者氏名　　電話番号　　☐要番号通知　FAX

E－mail